

☆11月は「同和運動推進月間」

☆11月11日から12月10日は「人権を考える強調月間」です

部落差別のない社会の実現を目指して

和歌山県では、これまでも様々な施策に取り組んできた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、部落差別は発生しています。

たとえば…

- ・結婚及び就職に際して、同和地区や同和関係者かどうかを調べる
- ・不動産の購入時、行政機関等に同和地区の所在地を問い合わせる
- ・インターネット上に、誹謗中傷や同和地区を忌避する内容を書き込む



これらの行為は部落差別にあたります

部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってはけません

県の取組

県では、部落差別のない社会の実現を目指して『和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例』を令和2年3月24日から施行しています。

国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、部落差別解消のための施策を推進します。

教育及び啓発

- ・研修会・講演会の開催
- ・啓発資料の作成

差別事象への対応

- ・部落差別を行わないよう指導
- ・県の指導に従わない場合は勧告

相談体制の充実

- ・部落差別に関する相談への対応

実態の把握

- ・インターネット上の部落差別に関する書き込みの把握と削除要請

チェック

同和問題について正しく理解し、部落差別の解消に取り組みましょう。

行政が開催する研修会や講演会等へのご参加をお願いします。

また、事業者の皆さんは、自社の従業員への研修をお願いします。

部落差別は許されないものであるという認識のもと、全ての県民の人権が尊重される豊かな明るい社会を実現しましょう。

☆テレビ番組「きのくに21」（テレビ和歌山）

【テーマ】「人権について考えよう」

【日時】 令和2年11月22日（日） 9:30~10:00

【再放送】 同日 18:00~18:30



内容についての問い合わせは県人権施策推進課まで

☎ 073-441-2566 FAX: 073-433-4540

